

平成 23 年 4 月 8 日
企業会計審議会監査部会

「中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂について」(公開草案) の公表について

企業会計審議会(会長 安藤英義 専修大学教授)は、明瞭性(クラリティ)プロジェクトによる国際監査基準(I S A)の改正を踏まえ、監査基準の改訂についての審議を行い、平成 22 年 3 月 26 日に「監査基準の改訂に関する意見書」をとりまとめ、公表しています。

今般、同様の観点から、中間監査基準及び四半期レビュー基準についても改訂の検討を行い、「中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂について」(公開草案)をとりまとめましたので、公表します。

(主な改訂の内容)

国際監査基準(I S A)においては、すべての基準を必須手続とそれ以外の手続に明確に区分することなどを内容とする明瞭性(クラリティ)プロジェクトが 2009 年 3 月に完了しました。

この国際監査基準における明瞭性プロジェクトは、基準の内容の大幅な改正ではなく、主に基準の規定文言を明確化するための技術的な改正を行うものです。

今般の改訂は、この国際監査基準の改正を踏まえて、中間監査報告書及び四半期レビュー報告書の記載内容等を規定している報告基準について、国際監査基準との差異を調整するものです。

この案について御意見がありましたら、平成 23 年 5 月 9 日(月)17 時 00 分(必着)までに、氏名(法人その他の団体にあつては名称)、職業(法人その他の団体にあつては業種)、連絡先(住所、電話番号又は電子メールアドレス)及び理由を付記の上、郵便、ファックス又はインターネットにより下記にお寄せください。電話による御意見は御遠慮願います。

御意見をお寄せいただいた方の氏名(法人その他の団体にあつては名称)については、開示の請求等があった場合には、御意見の内容とともに開示させていただきますので、ご承知おきください。開示の際に匿名を希望される場合は、御意見の冒頭にその旨を明確に御記載ください。なお、開示に当たっては、御意見の内容に、(1)個人に関する情報であつて特定の個人が識別され得る記述がある場合、又は(2)法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれのある記述がある場合、には当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

御意見に付記された電話番号等の個人情報、御意見の内容に不明な点があった際

に連絡・確認をさせていただく場合や御意見がどのような立場からのものかを確認させていただきます場合に利用します。

なお、御意見に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

[インターネットによる御意見はここをクリックしてください。](#)

御意見の送付先

金融庁総務企画局企業開示課

郵便：〒100-8967

東京都千代田区霞が関3-2-1

中央合同庁舎第7号館

ファックス：03-3506-6266

URL：<http://www.fsa.go.jp/>

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

総務企画局企業開示課（内線 3656、3672）

（別紙1）中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂について（公開草案）

（別紙2）中間監査基準 新旧対照表

（別紙3）四半期レビュー基準 新旧対照表

中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂について

(公開草案)

平成 23 年 月 日
企業会計審議会

一 経緯

当審議会では、国際的な監査の基準や監査をめぐる内外の動向を踏まえ、これまでも必要に応じて監査基準等の改訂を行ってきており、現行の監査基準等は、国際監査基準（ISA）と比して内容等において遜色のないものとなっている。

当審議会では、平成 21 年 4 月に公表された「監査基準の改訂に関する意見書」において、「国際的には、継続的に監査基準の改訂が行われており、国際監査基準については、すべての基準を必須手続とそれ以外の手続に明確に区分することなどを内容とする明瞭性（クラリティ）プロジェクトが 2009 年（平成 21 年）3 月に完了したところである。さらに、当審議会の企画調整部会において『我が国における国際会計基準の取扱い』が検討されているところであり、仮に国際会計基準を導入する場合には、それが任意適用の段階であっても、国際会計基準に基づく財務諸表を適切に監査できることが必要である。我が国においても、こうした動きを踏まえて、継続的に監査基準を見直し、国際的な監査の基準との整合性をより高めつつ、公認会計士監査の質の向上を不断に図っていくことが重要であると考えられる。このため、当審議会では、今後も、継続的な監査基準の改訂作業を進めていく」との考え方を明らかにしてきた。

国際監査基準については、従前より、我が国からも国際監査・保証基準審議会（IAASB）や公益監視委員会（PIOB）のメンバー等として参加し、基準の策定に我が国の考え方を反映してきているところである。今般の国際監査基準の明瞭性プロジェクトは、前述のように、基準の規定文言を明確化するための技術的な改正を中心とするものであるが、改正後の国際監査基準と我が国の監査基準との間には、一部に差異が生じることになった。

こうしたことから、当審議会は、平成 22 年 3 月に開催された監査部会において、改正された国際監査基準との整合性等に関して検討した。検討の結果、監査人の監査報告書における意見表明の内容等を規定している報告基準における国際監査基準との差異を調整することを中心とした改訂を行い、「監査基準の改訂に関する意見書」を平成 22 年 3 月 26 日に公表した。

今般、同様の観点から、中間監査基準及び四半期レビュー基準についても改訂を検討することとしたものである。

二 主な改訂点とその考え方

1 報告基準の改訂について

(1) 中間監査報告書及び四半期レビュー報告書の記載区分等

現行の我が国の中間監査基準及び四半期レビュー基準（以下「中間監査基準等」という。）では、中間監査報告書及び四半期レビュー報告書（以下「報告書」という。）に①中間監査又は四半期レビュー（以下「中間監査等」という。）の対象、②実施した中間監査等の概要、③中間財務諸表に対する意見又は四半期財務諸表に対する結論（以下「意見等」という。）を記載することが求められている。一方、明瞭性プロジェクト後の国際監査基準では、監査報告書を①監査の対象、②経営者の責任、③監査人の責任、④監査人の意見に区分した上で、①の監査の対象以外については、それぞれ見出しを付して明瞭に表示することが要求されている。このことから、我が国の中間監査基準等においても、報告書の記載区分を現行の3区分から4区分にするとともに、国際監査基準において求められている記載内容を踏まえて、それぞれの記載区分における記載内容を整理した。例えば、中間監査等の対象に含まれていた中間財務諸表等の作成責任は経営者にあることという記載を経営者の責任の区分に記載することにより明確化したほか、中間監査の選択及び適用は監査人の判断によること等の記載を新たに監査人の責任の区分に記載することとした。

また、意見等に関する除外及び監査範囲又はレビュー範囲の制約に関して、従来の我が国の中間監査基準等では、除外事項の識別と当該除外事項が否定的結論等又結論の不表明等に至るか否かの判断について、当該除外事項が及ぼす影響の重要性に照らして判断することとされていた。この点について、国際監査基準では、影響の「重要性」と「広範性」の2つの要素を明示的に示すことになっており、今般の改訂においては、監査人による意見等の形成過程そのものは、実質的に従前とは変わらないものの、当該影響について、「重要性」と財務諸表全体に及ぶのかという「広範性」の2つの要素から判断が行われることを明確にした。

(2) 追記情報

現行の中間監査基準等では、監査人は、監査人の意見等とは別に、説明又は強調することが適当と判断した事項については、追記情報として記載するものとされているが、監査人が財務諸表の記載を前提に当該記載を強調することが適当であると判断して追記する強調事項と、投資者等に対して説明することが適当であると判断して追記する説明事項との区分がなく、混在して規定されている。明瞭性プロジェクト後の国際監査基準では、両者を区分した上で記載することが求められていることから、我が国の中間監査基準等においても、監査人が当該記載を強調するために追記する強調事項とその他監査人が投資者等に説明することが適当であると判断して追記する説明事項とを区分して記載

することとした。

2 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用に伴う対応について

(1) 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用に伴う対応の必要性

平成21年12月4日、企業会計基準委員会（ASBJ）は、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」を公表した。本基準は、会計基準のコンバージェンス（収れん）並びに財務諸表の期間比較可能性及び企業間の比較可能性が向上することが財務諸表の意思決定有用性を高めるとの観点から、会計方針や表示方法の変更、過去の誤謬の訂正があった場合に、あたかも新たな会計方針や表示方法等を過去の財務諸表に遡って適用していたかのように会計処理又は表示の変更等を行うものである。

現行の金融商品取引法上の開示としては、当期の中間財務諸表又は四半期財務諸表（以下「中間財務諸表等」という。）等と前期の中間財務諸表等を並記することとされており、前期の中間財務諸表等は、原則として、前期に提出された半期報告書及び四半期報告書に含まれていた中間財務諸表等を概ねそのまま記載することとされている。

今般、上述の会計基準が適用されることに対応して、中間財務諸表等の期間比較可能性の確保・向上を図り、投資者に有用な情報を提供する観点から、金融商品取引法上、前期の中間財務諸表等は、当期の中間財務諸表等の一部を構成するものとして、前期の財務数値を当期の財務数値に対応する比較情報として位置づけ、これを開示することが適当であるとされた。この比較情報としての前期の財務数値は、上述の新基準にしたがって修正されたものではあるが、前期に提出された中間財務諸表等自体を全体として修正したものではなく、当期の財務数値に対応する前期の財務数値を期間比較の観点から、必要な限りで修正・記載したものであると位置づけられる。

(2) 監査意見・結論の表明

このような比較情報に関する監査手続については、年度の財務諸表における比較情報と同様、当期の中間財務諸表等に含まれる比較情報に対するものとして限定した形で行うことが適当である。

また、比較情報に関する監査意見の表明の方法については、年度の財務諸表と同様、監査意見は当期の中間財務諸表等に対してのみ言及し、比較情報には明示的に言及しない方式（対応数値方式）によることが適当と考えられる。

なお、当期及び前期の中間財務諸表等に対して監査証明を求めている規定を当期の中間財務諸表等のみを対象とするなど、関係法令においても所要の整備を行うことが適当である。

加えて、上記の遡及処理が行われた場合の中間監査等の手続や意見等の表明方法については、関係法令の整備に併せて、日本公認会計士協会において、関係者とも協議の上、適切な手続の下で、早急に実務の指針が作成されることが要請される。

三 実施時期等

- 1 改訂中間監査基準は、平成23年9月30日以後終了する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から実施する。
- 2 改訂四半期レビュー基準は、平成23年4月1日以後開始する事業年度に係る四半期財務諸表の監査証明から適用する。
- 3 特定の事業を行う会社（金融商品取引法第24条の4の7に定める上場会社等のうち内閣府令で定める事業を行う会社）に係る第2四半期の四半期報告書において、これらの会社が作成する第2四半期の四半期財務諸表については、引き続き、基本的に中間監査基準に準拠した対応を行う必要がある。
- 4 改訂基準を実務に適用するに当たって必要となる実務の指針については、日本公認会計士協会において、関係者とも協議の上、適切な手続の下で、早急に作成されることが要請される。

中間監査基準 新旧対照表

項目	改 訂 案	現 行
第二 実施基準	<p>1～3 (略)</p> <p>4 監査人は、中間監査に係る自己の意見を形成するに足る基礎を得るために、経営者が提示する中間財務諸表項目に対して監査要点を設定し、これらに適合した十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。</p> <p>5～11 (略)</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 監査人は、中間監査に係る自己の意見を形成するに足る<u>合理的な</u>基礎を得るために、経営者が提示する中間財務諸表項目に対して監査要点を設定し、これらに適合した十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。</p> <p>5～11 (略)</p>
第三 報告基準	<p>1 (略)</p> <p>2 監査人は、中間監査報告書において、中間監査の対象、<u>経営者の責任、監査人の責任、監査人の意見を明瞭かつ簡潔にそれぞれを区分した上で、記載しなければならない。ただし、監査人が中間財務諸表の記載について強調する必要がある事項及び説明を付す必要がある事項を</u>中間監査報告書において情報として追記する場合には、意見の表明とは明確に区別しなければならない。</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 監査人は、中間監査報告書において、中間監査の対象、<u>実施した中間監査の概要及び中間財務諸表に対する意見を明瞭かつ簡潔に記載しなければならない。ただし、監査人が中間財務諸表が有用な情報を表示していると判断し、その判断に関して説明を付す必要がある事項及び中間財務諸表の記載について強調する必要がある事項を</u>中間監査報告書において情報として追記する場合には、意見の表明とは明確に区別しなければならない。</p>

項目	改訂案	現行
	<p>3 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、中間財務諸表の表示方法に関して不適切なものがなく、中間財務諸表が有用な情報を表示していると判断したときは、その旨の意見を表明しなければならない。この場合には、中間監査報告書に 次の記載を行うものとする。</p> <p>(1) 中間監査の対象 中間監査の対象とした中間財務諸表の範囲</p> <p><u>(2) 経営者の責任</u> <u>中間財務諸表の作成責任は経営者にあること、中間財務諸表に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあること</u></p> <p><u>(3) 監査人の責任</u> <u>監査人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにあること</u> 中間監査の基準に準拠して中間監査を行ったこと、中間監査の基準は監査人に中間財務諸表には全体とし</p>	<p>3 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、中間財務諸表の表示方法に関して不適切なものがなく、中間財務諸表が有用な情報を表示していると判断したときは、その旨の意見を表明しなければならない。この場合には、中間監査報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>(1) 中間監査の対象 中間監査の対象とした中間財務諸表の範囲、<u>中間財務諸表の作成責任は経営者にあること、監査人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにあること</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(2) 実施した中間監査の概要</u> 中間監査の基準に準拠して中間監査を行ったこと、中間監査の基準は監査人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうか</p>

項目	改訂案	現行
	<p>て中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること、中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われていることその他財務諸表の監査に係る監査手続との重要な相違、<u>中間監査は経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討していること、中間監査の手続の選択及び適用は監査人の判断によること、中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないこと、</u>中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための基礎を得たこと</p> <p>(4) <u>監査人の意見</u></p> <p>経営者の作成した中間財務諸表が、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中間会計期間に係る企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示していると認められること</p> <p>4 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその</p>	<p>の合理的な保証を得ることを求めていること、中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われていることその他財務諸表の監査に係る監査手続との重要な相違、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための<u>合理的な</u>基礎を得たこと</p> <p>(3) <u>中間財務諸表に対する意見</u></p> <p>経営者の作成した中間財務諸表が、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中間会計期間に係る企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示していると認められること</p> <p>4 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその</p>

項目	改訂案	現行
	<p>適用方法、中間財務諸表の表示方法に関して不適切なものがある場合において、その影響が<u>無限定意見を表明することができない程度に重要ではあるものの、中間財務諸表を全体として投資者の判断を損なうような虚偽の表示に当たるとするほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付意見を表明しなければならない。</u></p> <p>この場合には、<u>別に区分を設けて、除外した不適切な事項及び中間財務諸表に与えている影響を記載しなければならない。</u></p> <p>5 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、中間財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあり、<u>その影響が中間財務諸表全体として投資者の判断を損なうような虚偽の表示に当たるとするほどに重要であると判断した場合には、中間財務諸表が有用な情報の表示をしていない旨の意見を表明しなければならない。</u>この場合には、<u>別に区分を設けて、その旨及びその理由を記載しなければならない。</u></p> <p>6 監査人は、中間監査に係る重要な監査手続を<u>実施できなかったことにより、無限定の意見を表明することができない場合</u>において、その影響が中間財務諸表<u>全体</u>に対</p>	<p>適用方法、中間財務諸表の表示方法に関して不適切なものがある場合において、その影響が中間財務諸表を全体として投資者の判断を損なうような<u>虚偽の表示に当たるとするほどには重要でない</u>と判断したときには、除外事項を付した限定付意見を表明しなければならない。この場合には、<u>中間財務諸表に対する意見において、除外した不適切な事項及び中間財務諸表に与えている影響を記載しなければならない。</u></p> <p>5 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、中間財務諸表の表示方法に関して<u>著しく不適切なものがあり、中間財務諸表が全体として投資者の判断を損なうような虚偽の表示に当たると判断した場合には、中間財務諸表が有用な情報の表示をしていない旨の意見を表明しなければならない。</u>この場合には、<u>中間財務諸表に対する意見において、その旨及びその理由を記載しなければならない。</u></p> <p>6 監査人は、中間監査に係る重要な監査手続を<u>実施できなかった場合</u>において、その影響が中間財務諸表に対する<u>意見表明ができないほどには重要でない</u>と判断したと</p>

項目	改訂案	現行
	<p>する意見表明ができないほどではないと判断したときには、<u>除外事項を付した限定付意見を表明しなければならない</u>。この場合には、<u>別に区分を設けて、実施できなかった監査手続及び当該事実が影響する事項を記載しなければならない</u>。</p> <p>7 監査人は、中間監査に係る重要な監査手続を実施できなかったことにより、中間財務諸表<u>全体</u>に対する意見表明のための基礎を得ることができなかつたときには、意見を表明してはならない。この場合には、<u>別に区分を設けて、中間財務諸表に対する意見を表明しない旨及びその理由を記載しなければならない</u>。</p> <p>8 (略)</p> <p>9 監査人は、<u>次に掲げる強調すること又はその他説明することが適当と判断した事項は、中間監査報告書にそれらを区分した上で、情報として追記するものとする</u>。</p> <p>(1) 正当な理由による会計方針の変更 (2) 重要な偶発事象 (3) 重要な後発事象 (4) 監査人が意見を表明した中間財務諸表を含む開示</p>	<p>きには、<u>除外事項を付した限定付意見を表明しなければならない</u>。この場合には、<u>実施した中間監査の概要において実施できなかった監査手続を記載し、中間財務諸表に対する意見において当該事実が影響する事項を記載しなければならない</u>。</p> <p>7 監査人は、中間監査に係る重要な監査手続を実施できなかったことにより、中間財務諸表に対する意見表明のための<u>合理的な基礎</u>を得ることができなかつたときには、意見を表明してはならない。この場合には、中間財務諸表に対する意見を表明しない旨及びその理由を記載しなければならない。</p> <p>8 (略)</p> <p>9 監査人は、<u>次に掲げる事項その他説明又は強調することが適当と判断した事項は、中間監査報告書に情報として追記するものとする</u>。</p> <p>(1) 正当な理由による会計方針の変更 (2) 重要な偶発事象 (3) 重要な後発事象 (4) 監査人が意見を表明した中間財務諸表を含む開示</p>

項目	改 訂 案	現 行
	書類における当該中間財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違	書類における当該中間財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違

四半期レビュー基準 新旧対照表

項目	改 訂 案	現 行
第三 報告基準	<p>1・2 (略)</p> <p>3 四半期レビュー報告書の記載 監査人は、四半期レビュー報告書において、 <u>四半期レビューの対象、経営者の責任、監査人の責任、監査人の結論を明瞭かつ簡潔にそれぞれを区分した上で、記載しなければならない。</u> ただし、結論を表明しない場合には、その旨を四半期レビュー報告書に記載しなければならない。</p> <p>4 結論の表明と追記情報との区別 監査人は、<u>四半期財務諸表の記載において強調する必要がある事項及び説明を付す必要がある事項を</u>四半期レビュー報告書において情報として追記する場合には、結論の表明とは明確に区別しなければならない。</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 四半期レビュー報告書の記載 監査人は、四半期レビュー報告書において、 <u>四半期レビューの対象、実施した四半期レビューの概要及び結論を明瞭かつ簡潔に記載しなければならない。</u>ただし、結論を表明しない場合には、その旨を四半期レビュー報告書に記載しなければならない。</p> <p>4 結論の表明と追記情報との区別 監査人は、<u>四半期財務諸表において適正に表示していないと信じさせる事項が認められないと判断し、その判断に関して説明を付す必要がある事項及び四半期財務諸表の記載について強調する必要がある事項を</u>四半期レビュー報告</p>

項目	改訂案	現行
	<p>5 無限定の結論</p> <p>監査人は、経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった場合には、その旨の結論(この場合の結論を「無限定の結論」という)を表明しなければならない。この場合には、四半期レビュー報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>(1)四半期レビューの対象</p> <p>四半期レビューの対象とした四半期財務諸表の範囲</p>	<p>書において情報として追記する場合には、結論の表明とは明確に区別しなければならない。</p> <p>5 無限定の結論</p> <p>監査人は、経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった場合には、その旨の結論(この場合の結論を「無限定の結論」という)を表明しなければならない。この場合には、四半期レビュー報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>(1)四半期レビューの対象</p> <p>四半期レビューの対象とした四半期財務諸表の範囲、四半期財務諸表の作成責任は経営者にあること、監査人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにあること</p>

項目	改訂案	現行
	<p><u>(2)経営者の責任</u> <u>四半期財務諸表の作成責任は経営者にあること、四半期財務諸表に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあること</u></p> <p><u>(3)監査人の責任</u> <u>監査人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにあること</u> <u>一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行ったこと、四半期レビューは質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続からなり、それらの手続の選択及び適用は監査人の判断によるが、年度の財務諸表の監査に比べて限定的な手続となること、四半期レビューの結果として入手した証拠が結論表明の基礎を与えるものであること</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>(2)実施した四半期レビューの概要</u> <u>一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行ったこと、四半期レビューは質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続からなり、年度の財務諸表の監査に比べて限定的な手続からなること</u></p>

項目	改訂案	現行
	<p><u>(4)監査人の結論</u></p> <p>経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったこと</p> <p>6 結論に関する除外</p> <p>監査人は、経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められ、<u>無限定の結論を表明することができない程度に重要ではあるものの</u>、その影響が四半期財務諸表の全体に対して否定的結論を表明するほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付結論を表明し、別に区分を設けて、修正すべき事項及び可能であ</p>	<p><u>(3)四半期財務諸表に対する結論</u></p> <p>経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったこと</p> <p>6 結論に関する除外</p> <p>監査人は、経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められ、<u>無限定の結論を表明することができない場合において</u>、その影響が四半期財務諸表の全体に対して否定的結論を表明するほど重要でないとは判断したときには、除外事項を付した限定付結論を表明し、修正すべき事項及び可能であれば当該事項が四半期財務諸</p>

項目	改訂案	現行
	<p>れば当該事項が四半期財務諸表に与える影響を記載しなければならない。</p> <p>7 否定的結論</p> <p>監査人は、経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められる場合において、<u>その影響が四半期財務諸表全体として虚偽の表示に当たるとするほどに重要であると判断したときには、否定的結論を表明し、別に区分を設けて、その理由を記載しなければならない。</u></p> <p>8 四半期レビュー範囲の制約</p> <p>監査人は、重要な四半期レビュー手続を実施できなかったことにより、無限定の結論を表明できない場合において、その影響が四半期財務諸表全体に対する結論の表明ができないほどでは</p>	<p>表に与える影響を記載しなければならない。</p> <p>7 否定的結論</p> <p>監査人は、経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められる場合において、<u>その影響により四半期財務諸表が全体として虚偽の表示に当たると判断したときには、否定的結論を表明し、その理由を記載しなければならない。</u></p> <p>8 四半期レビュー範囲の制約</p> <p>監査人は、重要な四半期レビュー手続を実施できなかったことにより、無限定の結論を表明できない場合において、その影響が四半期財務諸表に対する結論の表明ができないほどに重要で</p>

項目	改訂案	現行
	<p><u>ないと判断したときは、除外事項を付した限定付結論を表明しなければならない。この場合には、別に区分を設けて、実施できなかった四半期レビュー手続及び当該事実が影響する事項を記載しなければならない。</u></p> <p>9 結論の不表明</p> <p>監査人は、重要な四半期レビュー手続を実施できなかったことにより、無限定の結論の表明ができない場合において、その影響が四半期財務諸表<u>全体</u>に対する結論の表明ができないほどに重要であると判断したときは、結論を表明してはならない。この場合には、<u>別に区分を設けて、四半期財務諸表に対する結論を表明しない旨及びその理由を記載しなければならない。</u></p> <p>10～12 (略)</p> <p>13 追記情報</p>	<p><u>ないと判断したときは、除外事項を付した限定付結論を表明しなければならない。この場合には、実施した四半期レビューの概要において、実施できなかった四半期レビュー手続を記載し、四半期財務諸表に対する結論において当該事実が影響する事項を記載しなければならない。</u></p> <p>9 結論の不表明</p> <p>監査人は、重要な四半期レビュー手続を実施できなかったことにより、無限定の結論の表明ができない場合において、その影響が四半期財務諸表に対する結論の表明ができないほどに重要であると判断したときは、結論を表明してはならない。この場合には、四半期財務諸表に対する結論を表明しない旨及びその理由を記載しなければならない。</p> <p>10～12 (略)</p> <p>13 追記情報</p>

項目	改訂案	現行
	<p>監査人は、次に掲げる強調すること又はその他説明することが適当と判断した事項は、四半期レビュー報告書に<u>それらを区分した上で</u>、情報として追記するものとする。</p> <p>(1)正当な理由による会計方針の変更 (2)重要な偶発事象 (3)重要な後発事象 (4)監査人が結論を表明した四半期財務諸表を含む開示書類における当該四半期財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違</p>	<p>監査人は、次に掲げる事項その他説明又は強調することが適当と判断した事項は、四半期レビュー報告書に情報として追記するものとする。</p> <p>(1)正当な理由による会計方針の変更 (2)重要な偶発事象 (3)重要な後発事象 (4)監査人が結論を表明した四半期財務諸表を含む開示書類における当該四半期財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違</p>